



(様式4)

## うるま市農告示第 3 号

うるま農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を次とおり一般の縦覧に供する。

うるま市の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、うるま市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは縦覧期間満了日の翌日から令和7年9月25日までうるま市にこれを申し出ることができる。

令和 7年 8月 12日

うるま市長 中村 正人



### 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 7年 8月 12日

至 令和 7年 9月 10日

### 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

- ・うるま市役所 農林水産政策課
- ・うるま市ホームページ